

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

特集 国鉄分割・民営化問題

III 分割・民営化と国鉄労働組合運動

8 職場管理の強化と総評弁護団の実態調査

組合対策に焦点をあわせた労務管理の強化

国鉄問題キャンペーンを契機に、国鉄の労務政策は職場における労働組合管理・労働者管理を強化する方向に転換した。八二年以後の職場の組合活動は大幅に制限されていった。たとえば、リボン・ワッペン着用の禁止、ビラはり、横断幕、組合旗掲揚の禁止、組合活動に会議室を使用させない、勤務時間中の組合事務所への出入りの禁止などの措置がいわゆる「問題職場」を手はじめに実施されていった。

同時に、名札着用の義務化、年休・非休などの取得規制、勤務時間中の入浴禁止などもあわせて実施された。また、予備日勤者には雑作業を担当させ、たとえばシーツ・枕カバーの交換、クーラーのフィルター清掃、布団干し、焼却場の片づけ、詰所周辺の清掃、除草などの作業をさせていた。さらに、門司管理局では、点呼の仕方を変え、立席呼名点呼を実施し、管理者に反抗的な労働者に賃金カットなどの処分をおこなった。

こうした労務管理を実行するために管理局のとった方法は、局から「兼務助役」として多数の人員を問題職場に配置することであった。たとえば、八二年五月一日、鶴見線浜川崎駅に五一人の兼務助役が発令され、管理権確立の業務に就いたが、こうした事例は全国の「問題職場」で一斉に進められた。

こうした職場管理は以後も弱まることなくつづけられたが、五九・二ダイヤ改正によって大量に発生した余剰人員によって、労働者側は不利な状況におかれ、管理強化が押し進められた。

余剰人員として過員センターなどに集められた労働者は、鉄道業務とかけ離れた作業に従事させられることも多い。たとえば、門司鉄道管理局では、過員を集めた「運転技術センター」で木工技術を持った労働者に、山から切り出した木で木製の灰皿、額縁、絵馬などの製作をさせた。あるいは、機関区の運転士などに線路撤去の作業という保線区の仕事させたり、線路の草むしりをさせる例などが数多くみられた。

総評弁護団の実態調査

八五年八月から総評弁護団は九州や東京に調査団を入れ、組合員、活動家から国鉄当局の権利侵害の実態を調査した。以下、この調査で明らかにされた事例をいくつか引用しておこう。

九州総評弁護団の現地調査が明らかにした例は、(1)長崎駅でワッペン着用者にたいし、所定の担務をはずし、七時間近くも駅長事務室勤務として「ワッペンをはずせ」と要求した、(2)長崎保線区では勤務時間内の組合活動にあたるとして机の上に置いてある「社会新報」や組合機関紙を持ち去

ったり、机やロッカーの中の組合関係の資料なども持ち去った、などがある。

東京三局を調査した総評弁護団の現地調査では、(1)本来の勤務をはずして物品販売に従事させたり、不当労働行為だとメモをとった組合員を勤務中の組合活動との理由で無期限の乗務停止(西局・三鷹電車区)、(2)非番の組合員と話していた分会長を賃金カットのほか駅長命令で改札からはずし、講習室待機を七月初めからおこなったうえ停職処分を発令(北局・赤羽駅)、(3)駅などの管理者は、国労組合員を一人ひとり駅長室などに呼びつけ、数名で取り囲んで一、二、三時間と責めあげ、強制配転・担務変更をするぞ、「お前はいまの国鉄には必要がない、辞表を出せ」などと責めあてて(西局・恵比寿駅)、などの実態が報告された。

総評弁護団は九月一二日にこうした調査結果をもとに、国鉄総裁と東京の三つの管理局長に抗議をおこない、事態の是正を申し入れた。申し入れ書は、こういった状況を「労務政策の域を超えて、もはや人権侵害にわたるもの」と述べていた。

自殺者の増大

以上のような職場状況のなかで、国鉄労働者の自殺が著しく増大し、八五年二月から八六年一月までのあいだに八六人を数えている。国労の調査によれば、一人ひとりの自殺の原因は単純な動機で割り切ることにはできないが、調査をとおして、「やはり国鉄当局の『分割・民営化』をめざした首切り合理化・職場専制支配が労働者を自殺に追いこむ大きな原因であったと考えざるをえない事例が多数存在する」(『国労文化』八六年二月)としている。新宿駅出札係の高杉春利氏の自殺について、新宿駅国労分会が出した「分会ニュース号外」を引用しておこう。

二月二日夜一〇時頃、出札係の高杉春利さんは退職を強く強要してくる駅当局に対して抗議の自殺をしました。

その日、高杉さんは、いつも通りの勤務終了後出札助役に呼び出され延延と退職の強要をされたのです。高杉さんは既に五九才になりますが、六〇才になるまであと一年間だけ働きたいと言っていました。そしてロッカーにも『退職強要に応じません』と書いたステッカーをはっていました。朝六時半頃から夜一〇時過ぎまで、一年三六五日全く休まず働いた高杉さんに対し、駅当局は無理矢理に仕事を奪おうとし、それに悲嘆した高杉さんは自らの命を絶ったのです。一部マスコミは家庭不和が原因と報道しましたが、全く違います。駅当局は家族に責任をなすりつけ、自己保身だけをはかり、原因をかくそうとしています。全く許されることではありません。

死の退職強要を行なった出札の二名の助役をはじめ、駅当局は高杉さんの死にどう責任をとるのか。

一人の有能な職員を死に追いやった責任をどうするのか。
高杉さんの霊と全職員の前に明白にせよ。

八六年一月六日、国労は「国鉄『分割・民営』攻撃犠牲者追悼集会」を開き、自殺者の冥福を祈った。

職員管理調書の問題性

国鉄当局は、八五年一二月、国鉄の全職員を対象に進路希望アンケート調査を実施し、八六年一月六日までに回答を求めた。このアンケートの内容は、分割・民営化を前提にして、分割・民営化への態度を調べる踏み絵の意味もあることから、分割・民営化に反対の国労組合員にとっては苦渋の

選択を強いられることになった。

さらに、当局は二月二八日「職員管理調書の作成について」と題する指示文書を作成し三月一日までに各鉄道管理局に配布した。

職員管理調書は、右指示文書において、「統一した様式をもって、職員個々の勤務実態にかかわる職員の意識・意欲にかかわる問題についての総点検の集大成としたい」と記載されており、分割・民営化が実現した場合におこなわれる新会社への職員の振り分け・選別の基礎資料となる性格のものであった。

職員管理調書の内容は、「特記事項」として「一般処分」のほかに組合活動や争議行為を理由とする「労働処分」をあげており、組合員や組合活動家が低く評価されることになるとして、国労などの強い反発を招いた。

また、二〇項目からなる「評定事項」も、「業務知識」「技能」「業務処理の速さ」など業務遂行にかんするものに限らず、「協調性」「職場の秩序維持」「服装の乱れ」「勤務時間中の組合活動」、ワッペン着用などの組合活動や分割・民営を進める国鉄当局の諸施策に対する反対や非協力などが考課の対象とされることから、とりわけ国労などの組合員や活動家が差別されることになるとして問題視された。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
